東京都市計画地区計画の変更(世田谷区決定)

都市計画明大前駅駅前広場周辺地区地区計画を次のように変更する。

名称	明大前駅駅前広場周辺地区地区計画
位置※	世田谷区松原一丁目及び松原二丁目各地内
面 積※	約1.7 h a
地区計画の目標	本地区は、京王電鉄京王線、京王電鉄井の頭線が乗り入れる明大前駅の南側に位置し、駅前には商業地、その後背地に
	は住宅地が広がっており、周辺には教育施設が立地している。
	明大前駅周辺では、東京都市高速鉄道第10号線(京王電鉄京王線)の連続立体交差事業を契機として、東京都市計画
	道路幹線街路補助線街路第154号線(以下「補助154号線」という。)及び東京都市計画道路区画街路世田谷区画街
	路第13号線(以下「駅前広場」という。)の事業が行われており、街が大きく変化することが見込まれている。
	世田谷区都市整備方針においては、明大前駅周辺地区を地域の「核」となる区民の身近な交流の場として「地域生活拠
	点」と位置付けている。また、補助154号線については、「主要生活交通軸」及び「一般延焼遮断帯」として位置付け
	ており、将来的には鉄道、バス及びタクシー等の交通結節機能を担う地区として、合理的な土地利用、安全・快適な歩行
	者空間の形成並びに防災性の向上が求められている。さらに、世田谷区街づくり条例に基づく「地区街づくり計画」で
	は、明大前駅北側の商業地と一体的に「駅周辺地区」と位置付け、「駅周辺のにぎわいを創出し、商業・業務施設等を中
	心とした活気のある市街地の形成を図る。」としている。
	このようなことから、本地区では、都市計画事業の整備に併せ、「地域生活拠点」を形成するため、活気のある良好な
	商業環境の育成を図るとともに、防災性の向上を促進し、安全・安心な街づくりをめざす。
全 区 土地利用の方針	本地区の特性に応じ、以下の土地利用の方針を定める。
関め	1 商業推進地区
関するがある方	補助154号線及び駅前広場の整備に伴い、にぎわいの創出及び良好な商業環境の育成を図るとともに、建築物の敷地
方 `\   針 開	の統合を促進し、土地の合理的かつ適正な高度利用と防災性の向上を図る。
発	2 商業誘導地区A・商業誘導地区B
発 及 び 保	現況の土地利用に配慮しながら、良好な商業環境の育成を図るとともに、建築物の敷地の統合を誘導し、土地の合理的
保	かつ適正な高度利用と防災性の向上を図る。

	建築物等の整備の方針		備の方	る。 2 現況の商業地や住宅地としての土地を率の最高限度、建築物の建廠率の最高に場合においては制限を緩和する。 3 安全でゆとりのある歩行者空間の確何の設置の制限を定める。	ぎわいを創出し、良好な商業環境を育成す 利用に配慮した良好な商業環境を育成する 限度及び建築物等の高さの最高限度を定め 保及び防災性の向上のために、壁面の位置 するために、建築物等の形態又は色彩その	ために、敷地面積に応じて建築物の容積 る。ただし、建築物の敷地の統合を図る の制限及び壁面後退区域における工作物
地区整	建築物	地区の 区分	名称 面積	商業推進地区 約1.4ha	商業誘導地区A 約0.1 h a	商業誘導地区B 約0.2 h a
区整備計画	建築 制限		該当する営業の用に供するもの 2 建築基準法(昭和25年法律第20 ちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 3 法別表第二(へ)項第三号に規定する 4 法別表第二(へ)項第五号に規定する 5 法別表第二(と)項第四号に規定する 6 計画図2に示す、補助154号線又 に面する建築物で、1階部分(道路等)。	等に関する法律(昭和23年法律第122 1号。以下「法」という。)別表第二(ほ、場外車券売場その他これらに類するものるナイトクラブその他これに類する政令にる倉庫業を営む倉庫る危険物の貯蔵又は処理に供するもので政は駅前広場(以下「道路等」という。)こ面する部分に限る。)の用途が次に掲げるもの。ただし、道路等に面する住宅等り口であるものはこの限りでない。る住宅	) 項第二号に規定するマージャン屋、ぱ 定めるもの	

			,
建築物の容積率		30/10	20/10
の最高限度 ※	_	ただし、敷地面積が1,000㎡以上の	ただし、敷地面積が1,000㎡以上の
		場合はこの限りでない。	場合はこの限りでない。
建築物の建蔽率			6/10
の最高限度	<del>_</del>	_	ただし、敷地面積が1,000㎡以上の
			場合はこの限りでない。
壁面の位置の制	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面	及び当該建築物に附属する門又は塀の面	_
限	は、計画図3に示す壁面線を越えてはならない。		
壁面後退区域に	計画図3に示す壁面線と道路境界線との	D間の区域には、門、フェンス、車止め、	
おける工作物の	自動販売機等、通行の妨げとなる工作物	等を設置してはならない。	_
設置の制限			
建築物等の高さ	建築物の高さの最高限度は、次に掲げ		
の最高限度	1 敷地面積が1,000㎡未満の場合	1 敷地面積が1,000㎡未満の場合	1 敷地面積が1,000㎡未満の場合
	は22mとする。	は22mとし、かつ、建築物の各部分	は15mとし、かつ、建築物の各部分
	2 敷地面積が1,000㎡以上2,0	の高さは、当該部分から前面道路の反	の高さは、当該部分から前面道路の反
	00㎡未満の場合は45mとする。	対側の境界線又は隣地境界線までの真	対側の境界線又は隣地境界線までの真
	3 敷地面積が2,000㎡以上の場合	北方向の水平距離が8m以内の範囲に	北方向の水平距離が8m以内の範囲に
	は60mとする。	あっては当該水平距離の1.25倍に	あっては当該水平距離の1.25倍に
		10mを加えたもの以下とし、当該真	5mを加えたもの以下とし、当該真北
		北方向の水平距離が8mを超える範囲	方向の水平距離が8mを超える範囲に
		にあっては当該真北方向の水平距離か	あっては当該真北方向の水平距離から
		ら8mを減じたものの0.6倍に20	8mを減じたものの0.6倍に15m
		mを加えたもの以下とする。	を加えたもの以下とする。
		2 敷地面積が1,000㎡以上2,0 00㎡未満の場合は45mとする。	2 敷地面積が1,000㎡以上2,0 00㎡未満の場合は45mとする。
		3 敷地面積が2,000㎡以上の場合	3 敷地面積が2,000㎡以上の場合
		は60mとする。	は60mとする。

建築物等の形態では色彩その	TO ALLEND TO THE TOTAL OF COMMENTS OF COMM
の意匠の制	2 EMATING ONE CONTROL OF THE STATE OF THE ST
垣又はさく 造の制限	の構 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に緑化したものとする。 ただし、道路からの高さ0.6m以下の部分及び敷地の形状又は構造上やむを得ないものについてはこの限りでない。

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、建築物等の用途の制限及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由:地形地物の変更による用途地域の境界変更に伴い、区域の整合を図るため、地区計画を変更する。